

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第19号

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

- 3 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第42号）第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員は、教職員条例第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、この規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)